

# 令和4年度

## 第1回 宜野湾市職員採用候補者試験案内

宜野湾市総務部人事課  
宜野湾市野嵩一丁目1番1号 本庁3階  
電話 (098) 893-4411(内線1412)  
<http://www.city.ginowan.lg.jp/>

|        |  |
|--------|--|
| 受付期間   | 令和4年5月29日(日)～令和4年6月14日(火)  |
| 一次受験期間 | 令和4年6月27日(月)～令和4年7月11日(月)<br>※上記の期間のうち、都合の良い日時・試験会場を予約し、日本全国のテストセンターで受験すること。 |
| 一次試験内容 | 教養試験(基礎能力検査)及び、適性検査<br>※基礎能力検査とは、 <u>公務員試験対策不要の試験</u> のことです。                 |
| 採用予定日  | 令和5年4月1日<br>※欠員状況等により、令和4年度中の採用の可能性もあります。                                    |
| 受験年齢上限 | 40歳(令和5年4月1日時点)  |

令和4年度第1回宜野湾市職員採用候補者試験を次のとおり実施いたします。

### 1 募集職種、採用予定人数及び従事する業務内容

| 職種    | 採用予定人数 | 従事する業務  |
|-------|--------|---|
| 上級建築職 | 若干名    | 市長事務部局、教育委員会、上下水道局等において、それぞれの職種に関連する業務、行政事務等に従事します。 |
| 上級土木職 | 若干名    | 市長事務部局、教育委員会、上下水道局等において、それぞれの職種に関連する業務、行政事務等に従事します。 |

## 2 受験資格

(1) 各職種・試験区分ごとに次のような受験資格があります。

| 職種及び試験区分 | 受験資格  |
|----------|---|
| 上級建築職    | <p>昭和 57 年 4 月 2 日以後に出生した者かつ、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和 5 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1）で、下記の①又は②に該当する者</p> <p>① 学校教育法による大学で建築に関する課程を履修した者</p> <p>② (a)～(c)のいずれかの免許・資格保持者<br/>(a)建築士（1級、2級）、(b)建築設備士、(c)建築施工管理技士（1級）</p>                                       |
| 上級土木職    | <p>昭和 57 年 4 月 2 日以後に出生した者かつ、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和 5 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1）で、下記の①又は②に該当する者</p> <p>① 学校教育法による大学で土木に関する課程を履修した者</p> <p>② (d)～(g)のいずれかの免許・資格保持者<br/>(d)技術士/技術士補（建設・上下水道部門）、(e)RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）、(f)土地区画整理士、(g)土木施工管理技士（1級）</p> |

\*注 1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において 4 年制大学を卒業した者などになります。

(2) 欠格条項（次のいずれかに該当する場合は受験できません）

ア 地方公務員法第 16 条に該当する者

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 宜野湾市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(3) 国籍要件

日本国籍を有しない者も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員の基本原則に基づき任用されます。（採用にあたっては、就職が制限されない在留資格が必要です）

## 3 試験の方法及び内容

試験は第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者のみ実施します。

(1) 日時・試験会場等

| 区分    | 日程   | 試験内容   | 試験会場   |
|-------|--|--|--|
| 第一次試験 | <p>令和 4 年 6 月 27 日（月）<br/>から<br/>令和 4 年 7 月 11 日（月）<br/>※上記の期間のうち、都合の良い<br/>日時・試験会場を予約し、受験す<br/>ること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験（基礎能力検査）</li> <li>※公務員試験対策不要<br/>の試験</li> <li>・適性検査</li> </ul> | <p>日本全国のテスト<br/>センター<br/>(270 か所から都<br/>合の良い試験会場<br/>で受験すること。)</p> |

|       |                |      |        |
|-------|----------------|------|--------|
| 第二次試験 | 令和4年8月14日（日）予定 | 口述試験 | 宜野湾市役所 |
|-------|----------------|------|--------|

## (2) 試験の内容

### 第一次試験

| 科目               | 試験区分 | 出題分野   | 問題形式         |
|------------------|------|--|--------------|
| 教養試験<br>(基礎能力検査) | 共通   | 大学卒業程度の文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語 | 択一式<br>(60分) |
| 適性試験             | 共通   | 適性検査   | 択一式<br>(35分) |

### 第二次試験

| 科目   | 試験区分 | 出題分野   |
|------|------|--|
| 口述試験 | 共通   | 面接、プレゼンテーション試験等を行います。<br>(※新型コロナウイルス感染症に係る状況によって、試験内容が変更となる場合があります。) |

## 4 合格者の発表

|       | 日 時                | 方 法  |
|-------|--------------------|--|
| 第一次試験 | 令和4年7月25日（月） 10時以降 | 宜野湾市ホームページ、宜野湾市役所本庁前掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
| 第二次試験 | 令和4年8月29日（月） 10時以降 |  |

試験結果については、宜野湾市個人情報保護条例（平成13年条例第17号）第11条の規定により開示請求することができます。マイナンバーカード、運転免許証、旅券など本人であることを証明できる書類を持参のうえ、下記問い合わせ先までお越しく下さい。

※電話・メール等での開示請求には一切応じません。

## 5 受験手続き

### (1) 第一次試験

#### ア 申込方法

以下のページにアクセスし、手順に従い受験申込みをしてください。電子申請による方法が事情により困難な方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。

#### 【URL】

[https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/5/1/2/1/saiyou\\_r4/saiyou\\_tsujyou/10852.html](https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/5/1/2/1/saiyou_r4/saiyou_tsujyou/10852.html)



イ 車椅子等を利用される方は、受験申込の際に必ず申し出て下さい。

## (2) 第二次試験

### ア 申込書の交付及び受付

第一次合格者に対し、令和4年7月25日(月)から8月5日(金)まで総務部人事課で行います。  
(土・日曜日を除く8時30分から17時15分まで)

### イ 第二次試験申し込みの際に提出する書類について

(ア) 履歴書(指定様式)

(イ) 卒業証明書又は卒業証書の写し(最終学歴)

(ウ) 免許又は資格に関する証明書又は免許・資格の写し

(エ) 身分証明書(本籍地で発行)

※その他、必要に応じて追加提出頂く書類があります。

## 6 第一次試験当日の注意事項

(1) 試験中、携帯電話、電子通信機器等の使用は一切禁止します。

※携帯電話や、電子機器を時計代わりに使用することは認めません。

(2) 申し込み終了後に、試験に係る注意事項に関する詳細をメールにて送付することがありますので、随時、確認できるようにしておいてください。

(3) その他、事前又は試験当日にテストセンターから指示がある場合は、その指示に従ってください。

(4) 台風時及び、新型コロナウイルス感染症の蔓延時の取扱いについては、当市又はテストセンターからメール等にて連絡をいたします。

## 7 採用候補者名簿の登載、採用の経路及び給与について

(1) 最終合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用を決定します。(令和5年4月1日付け採用を予定していますが、欠員状況等により令和4年度中の採用となる場合もあります。)

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。

(3) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。

(4) 採用時における給料はおおむね次のとおりです。(令和4年4月1日現在)

上級職 182,200円(給料は学歴や職歴等に応じて加算調整が行われます。)

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給されます。

## 8 問い合わせ・申込先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 総務部 人事課

098-893-4411(内線1412)